主 文 本件抗告は、これを棄却する。

本件抗告理由の要旨は、再審申立人Aは昭和二十四年十二月二十三日、昭和二十二年勅令第九号違反の罪によつて大阪地方裁判所で懲役四月に処せられ、右判決は当時確定したが、原判決の証拠となつた証人Bの証言が虚偽であつたことが証明できるから、再審の請求をしたところ原裁判所は理由なきものとしてこれそ棄却したので即時抗告の申立をするというにある。

よつて、刑事訴訟法第四百四十七条を適用して主文の通り決定する。 (裁判長判事 斎藤朔郎 判事 松本圭三 判事 網田覚一)